

## 第2回埼玉県道路メンテナンス会議

日 時：平成26年10月9日（木）

13：30～

場 所：国土交通省関東地方整備局

5階 共用大会議室501

### 議 事 次 第

1. 開 会

2. 挨拶

3. 議 事

(1) これまでの動き

資料 1

(2) 道路インフラの老朽化対策に関するアンケート結果

について

資料 2

(3) 埼玉県内の道路ストックの現状と点検計画（案）

について

資料 3

(4) 技術講習会について

資料 4

(5) その他

資料 5

4. 意見交換

5. 閉 会

## 埼玉県道路メンテナンス会議 規約

### (名 称)

第1条 本会は、「埼玉県道路メンテナンス会議」（以下「会議」という。）と称する。

### (目 的)

第2条 会議は、道路法第28条の2の規定に基づき設置するもので、埼玉県内の道路管理を効率的に行うため、各道路管理者が相互に連絡調整を行うことにより円滑な道路管理の促進を図ることを目的とする。

### (協議事項)

第3条 会議は、第2条の目的を達成するため、次の事項について審議する。

- (1) 道路施設の維持管理等に係る意見調整・情報共有に関すること。
- (2) 道路施設の点検、修繕計画等の把握/調整に関すること。
- (3) 道路施設の損傷事例や技術基準等の共有に関すること。
- (4) その他、道路の管理に関連し会長が妥当と認めた事項。

### (組 織)

第4条 会議は、第2条の目的を達成するため、埼玉県内における高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道の各道路管理者及び会議が必要と認めるもので組織する。

2. 会議には、会長及び副会長を4名置くものとし、会長は国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所長、副会長は埼玉県県土整備部副部長、さいたま市建設局土木部長、東日本高速道路株式会社関東支社所沢管理事務所長、首都高速道路株式会社西東京管理局土木担当部長とする。
3. 会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。
4. 会議の構成は「別表-1」のとおりとする。  
ただし、必要に応じ会長が指名するものの出席をもとめることができる。
5. 会長は、個別課題等についての検討・調整をおこなうため「専門部会」を設置することができるものとする。
6. 会議には、高速自動車国道、一般国道、県道、市町村道の代表者からなる、幹事会を置くものとし構成は「別表-2」のとおりとする。
7. 会議には、道路構造物等の不具合発生時における技術的な助言、専門的な研究機関等への技術相談窓口として、国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所に道路構造保全室を置くものとする。

### (幹事会)

第5条 幹事会は、会長の招集により開催するものとし、次の事項について調整する。

- (1) 会議の運営全般についての補助、会員相互の連絡調整

- (2) 会議における協議議題の調整
- (3) 規約の策定・改正・廃止等に係る調整
- (4) その他、会議の運営に際し必要となる事項の調整

(事務局)

第6条 会議の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置くものとする。

- 2. 事務局は、国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所計画課、管理第二課、埼玉県県土整備部道路政策課、さいたま市建設局土木部道路環境課、東日本高速道路株式会社関東支社所沢管理事務所、首都高速道路株式会社西東京管理局保全管理課に置く。

(規約の改正)

第7条 本規約の改正等は、本会議の審議・承認を得て行うことができる。

(その他)

第8条 本規約に定めるもののほか、必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

(附則)

本規約は、平成26年5月28日から施行する。

## 埼玉県道路メンテナンス会議 名簿

	所 属	役 職
会長	国土交通省関東地方整備局	大宮国道事務所長
副会長	埼玉県県土整備部	副部長
	さいたま市建設局	土木部長
	東日本高速道路株式会社関東支社	所沢管理事務所長
	首都高速道路株式会社	西東京管理局土木担当部長
会員	国土交通省関東地方整備局	北首都国道事務所長
	東日本高速道路株式会社関東支社	加須管理事務所長
	東日本高速道路株式会社関東支社	三郷管理事務所長
	首都高速道路株式会社	東東京管理局土木担当部長
	埼玉県	道路政策課長
	埼玉県	道路街路課長
	埼玉県	道路環境課長
	埼玉県道路公社	事務局長
	さいたま市	道路環境課長
	川越市	建設部長
	熊谷市	建設部長
	川口市	建設部長
	行田市	建設部長
	秩父市	地域整備部長
	所沢市	建設部長
	飯能市	建設部長
	加須市	建設部長
	本庄市	都市整備部長
	東松山市	建設部長
	春日部市	建設部長
	狭山市	建設部長
	羽生市	まちづくり部長
	鴻巣市	建設部長
	深谷市	都市整備部長
	上尾市	都市整備部長
	草加市	建設部長
	越谷市	建設部長
	蕨市	都市整備部長
	戸田市	都市整備部長
	入間市	都市建設部長
	朝霞市	都市建設部長
	志木市	都市整備部長
	和光市	建設部長
	新座市	都市整備部長
桶川市	都市整備部長	
久喜市	建設部長	
北本市	都市整備部長	
八潮市	建設部長	

## 埼玉県道路メンテナンス会議 名簿

	所 属	役 職
会員	富士見市	建設部長
	三郷市	建設部長
	蓮田市	都市整備部長
	坂戸市	都市整備部長
	幸手市	建設経済部長
	鶴ヶ島市	都市整備部長
	日高市	都市整備部長
	吉川市	都市建設部長
	ふじみ野市	都市政策部長
	白岡市	都市整備部長
	伊奈町	土木課長
	三芳町	道路交通課長
	毛呂山町	まちづくり整備課長
	越生町	まちづくり整備課長
	滑川町	建設課長
	嵐山町	まちづくり整備課長
	小川町	建設課長
	川島町	まち整備課長
	吉見町	まち整備課長
	鳩山町	まちづくり推進課長
	ときがわ町	建設課長
	横瀬町	建設課長
	皆野町	建設課長
	長瀬町	建設課長
	小鹿野町	建設課長
	東秩父村	産業建設課長
	美里町	建設環境課長
	神川町	建設課長
	上里町	まち整備環境課長
	寄居町	建設課長
宮代町	まちづくり建設課長	
杉戸町	都市施設整備課長	
松伏町	まちづくり整備課長	
オブザーバー	国土交通省関東地方整備局 道路部	道路保全企画官
	国土交通省関東地方整備局 道路部	地域道路課長
事務局	国土交通省関東地方整備局 大宮国道事務所 計画課・管理第二課	
	埼玉県県土整備部 道路政策課	
	さいたま市建設局土木部 道路環境課	
	東日本高速道路株式会社関東支社 所沢管理事務所	
	首都高速道路株式会社 西東京管理局 保全管理課	

## これまでの動き

## 前回会議設立からのメンテナンスに関わる動き

- 平成26年4月14日 社会資本整備審議会道路分科会建議  
「道路の老朽化対策の本格実施に関する提言」  
【P2~3 参照】
- 平成26年5月28日 第1回埼玉県道路メンテナンス会議開催
- 平成26年6月25日 定期点検要領を策定  
・道路橋点検要領  
・道路トンネル定期点検要領  
・シェット、大型カルバート等定期点検要領  
・横断歩道橋定期点検要領  
・門型標識等定期点検要領  
【P4 参照】
- 平成26年6月30日 埼玉県道路メンテナンス会議から埼玉県内の  
市町村に対して「道路インフラの老朽化対策に関するアンケート調査について」依頼文を发出
- 平成26年7月1日 維持修繕に関する省令・告示施行  
「国土交通省令」  
・道路の維持又は修繕に関する技術的基準類  
「告示」  
・トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示  
【P5~6 参照】
- 平成26年8月11日 埼玉県道路メンテナンス会議から埼玉県内の  
市町村に対して定期点検の実施計画策定について依頼
- 平成26年9月5日 埼玉県道路メンテナンス会議 第1回幹事会開催

道路の老朽化対策の本格実施  
に関する提言

平成26年4月14日

社会資本整備審議会 道路分科会

# 道路の老朽化対策の本格実施に関する提言 概要

## 【1. 道路インフラを取り巻く現状】

### (1) 道路インフラの現状

- 全橋梁約70万橋のうち約50万橋が市町村道
- 一部の構造物で老朽化による変状が顕在化
- 地方公共団体管理橋梁では、最近5年間で通行規制等が2倍以上に増加

### (2) 老朽化対策の課題

- 直轄維持修繕予算は最近10年間で2割減少
- 町の約5割、村の約7割で橋梁保全業務に携わっている土木技術者が存在しない
- 地方公共団体では、遠望目視による点検も多くの点検の質に課題

### (3) 現状の総括(2つの根本的課題)

最低限のルール・基準が確立していない



メンテナンスサイクルを回す仕組みがない

## 【2. 国土交通省の取り組みと目指すべき方向性】

### (1) メンテナンス元年の取り組み

#### 本格的にメンテナンスサイクルを回すための取り組みに着手

- 道路法改正【H25.6】  
・点検基準の法定化  
・国による修繕等代行制度創設  
⇒インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議  
⇒インフラ長寿命化計画(行動計画)の策定へ
- インフラ長寿命化基本計画の策定【H25.11】

### (2) 目指すべき方向性

- ①メンテナンスサイクルを確定 ②メンテナンスサイクルを回す仕組みを構築

## 産学官のリソース(予算・人材・技術)を全て投入し、総力をあげて本格的なメンテナンスサイクルを始動【道路メンテナンス総力戦】

## 【3. 具体的な取り組み】

### (1) メンテナンスサイクルを確定(道路管理者の義務の明確化)

#### 各道路管理者の責任で以下のメンテナンスサイクルを実施

- 橋梁(約70万橋)・トンネル(約1万本)等は、国が定める**統一的な基準**により、5年に1度、**近接目視による全数監視を実施**
- 舗装、照明柱等は適切な更新年数を設定し点検・更新を実施

#### [点検]

#### [診断]

- 統一的な尺度で健全度の判定区分を設定し、診断を実施**

〔道路インフラ健診〕

(省令・告示：H26.3.31公布 同年7.1施行予定)

区分	状態
I	健全 構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階 構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階 構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階 構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

- 点検・診断の結果に基づき計画的に修繕を実施し、必要な修繕ができない場合は、通行規制・通行止め
- 利用状況を踏まえ、橋梁等を集約化・撤去
- 適切な措置を講じない地方公共団体には国が勧告・指示
- 重大事故等の原因究明、再発防止策を検討する『道路インフラ安全委員会』を設置

#### [措置]

- 点検・診断・措置の結果をとりまとめ、評価・公表(見える化)

#### [記録]

### (2) メンテナンスサイクルを回す仕組みを構築

#### メンテナンスサイクルを持続的に回す以下の仕組みを構築

- (高速) ○高速道路更新事業の財源確保 (通常国会に法改正案提出)
- (直轄) ○点検、修繕予算は最優先で確保
- (地方) ○複数年にわたり集中的に実施する**大規模修繕・更新**に対して支援する**補助制度**

#### [予算]

#### [体制]

- 都道府県ごとに『道路メンテナンス会議』を設置
- メンテナンス業務の**地域一括発注**や**複数年契約**を実施
- 社会的に影響の大きな路線の施設等について、国の職員等から構成される『道路メンテナンス技術集団』による『**直轄診断**』を実施
- 重要性、緊急性の高い橋梁等は、必要に応じて、国や高速会社等が点検や修繕等を代行**(跨道橋等)
- 地方公共団体の職員・民間企業の社員も対象とした**研修の充実**

#### [技術]

- 点検業務・修繕工事の**適正な積算基準**を設定
- 点検・診断の知識・技能・実務経験を有する技術者確保のための**資格制度**
- 産学官によるメンテナンス技術の**戦略的な技術開発**を推進

#### [国民の理解・協働]

- 老朽化の現状や対策について、国民の理解と協働の取り組みを推進

平成26年6月25日  
道 路 局

## 「定期点検要領」の策定について

高度経済成長期に集中的に整備されてきたトンネル、橋等の老朽化が進行しており、これらの道路構造物を効率的に維持管理していくことが求められています。

また、平成26年4月14日の社会資本整備審議会道路分科会基本政策部会において、「道路の老朽化対策の本格実施に関する提言」がとりまとめられ、維持管理の重要性が指摘されているところです。

これを受けて、道路法施行規則の一部を改正する省令（平成26年国土交通省令第39号。以下「省令」という。）及びトンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示（平成26年国土交通省令告示第426号。以下「告示」という。）が平成26年3月31日に公布され、同年7月1日より施行されます。

これにより、トンネル、橋等の点検は近接目視により5年に1回の頻度を基本とし、その健全性については4段階に区分することになります。

そのため、地方公共団体における円滑な点検の実施のための技術的助言として、省令及び告示の規定に基づいた、具体的な点検方法、主な変状の着目箇所、判定事例写真等を示した定期点検要領を策定しましたのでお知らせします。

### 【定期点検要領】

- ・ 道路橋定期点検要領
- ・ 道路トンネル定期点検要領
- ・ シェッド, 大型カルバート等定期点検要領
- ・ 横断歩道橋定期点検要領
- ・ 門型標識等定期点検要領

本要領は、下記、国土交通省ホームページより入手できます。

([http://www.mlit.go.jp/report/press/road01\\_hh\\_000429.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000429.html))

問合せ先	<b>【問い合わせ先】</b> 国道・防災課 課長補佐 塩谷 正広 03-5253-8111(内線37892) 03-5253-1620(FAX) 国道・防災課 道路保全企画室 課長補佐 寺沢 直樹 03-5253-8111(内線37852) 03-5253-1620(FAX)
------	---

## 維持修繕に関する省令・告示の規定について

### 省令

○道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）

（道路の維持又は修繕に関する技術的基準等）

第四条の五の二 令第三十五条の二第二項の国土交通省令で定める道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、次のとおりとする。

- 一 トンネル、橋その他道路を構成する施設若しくは工作物又は道路の附属物のうち、損傷、腐食その他の劣化その他の異状が生じた場合に道路の構造又は交通に大きな支障を及ぼすおそれがあるもの（以下この条において「トンネル等」という。）の点検は、トンネル等の点検を適正に行うために必要な知識及び技能を有する者が行うこととし、近接目視により、五年に一回の頻度で行うことを基本とすること。
- 二 前号の点検を行つたときは、当該トンネル等について健全性の診断を行い、その結果を国土交通大臣が定めるところにより分類すること。
- 三 第一号の点検及び前号の診断の結果並びにトンネル等について令第三十五条の二第一項第三号の措置を講じたときは、その内容を記録し、当該トンネル等が利用されている期間中は、これを保存すること。

### 告示

○トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示（平成二十六年国土交通省告示第四百二十六号）

トンネル等の健全性の診断結果については、次の表に掲げるトンネル等の状態に応じ、次の表に掲げる区分に分類すること。

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

※施行：平成26年7月1日

○道路法（昭和二十七年法律第百八十号）

（道路の維持又は修繕）

第四十二条 道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もつて一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない。

- 2 道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、政令で定める。
- 3 前項の技術的基準は、道路の修繕を効率的に行うための点検に関する基準を含むものでなければならない。

○道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）

（道路の維持又は修繕に関する技術的基準等）

第三十五条の二 法第四十二条第二項の政令で定める道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、次のとおりとする。

- 一 道路の構造、交通状況又は維持若しくは修繕の状況、道路の存する地域の地形、地質又は気象の状況その他の状況（次号において「道路構造等」という。）を勘案して、適切な時期に、道路の巡視を行い、及び清掃、除草、除雪その他の道路の機能を維持するために必要な措置を講ずること。
- 二 道路の点検は、トンネル、橋その他の道路を構成する施設若しくは工作物又は道路の附属物について、道路構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により行うこと。
- 三 前号の点検その他の方法により道路の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、道路の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずること。

2 前項に規定するもののほか、道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、国土交通省令で定める。

道路インフラの老朽化対策に関する  
アンケート結果について

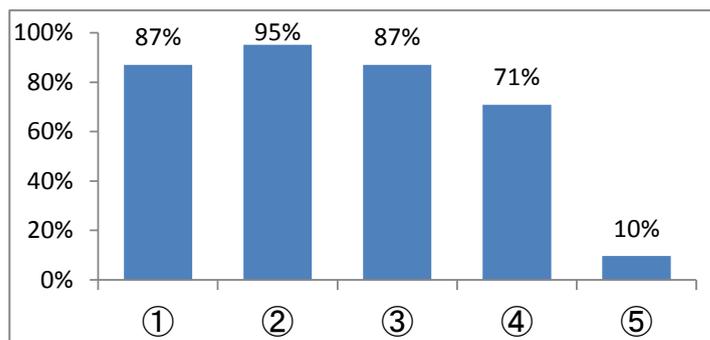
## (1) アンケート結果について

### 道路インフラの老朽化対策に関するアンケート結果

#### ・さいたま市を除く62市町村から回答

Q1. 道路インフラを適切に維持管理していくにあたり、懸念されていること（複数回答可）

- ①5年に1回の点検に係る財源の確保が難しい
- ②多くの構造物で修繕が必要と判断された場合、修繕のための財源の確保が難しい
- ③職員数の不足（点検等業務が増加することに、現状の体制では対応が難しい）
- ④職員の技術力不足
- ⑤その他



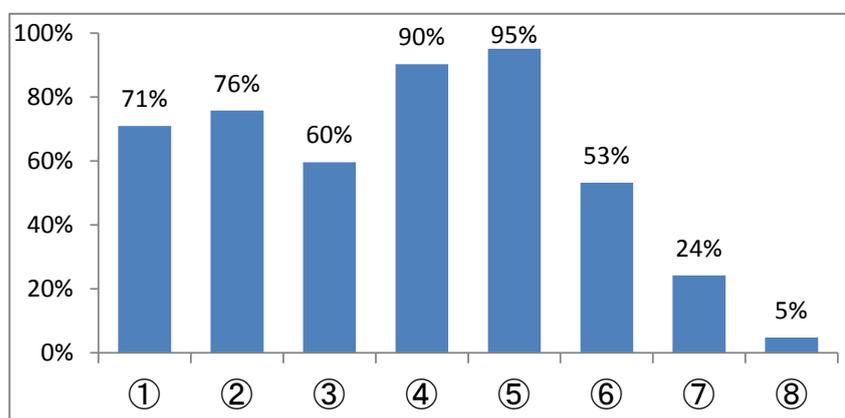
回答数	
①	54
②	59
③	54
④	44
⑤	6

#### ⑤その他意見

- ・鉄道、高速道路と交差する橋梁の点検の、5年に1度のスケジュール管理が難しい。
- ・点検時に使用する様式や、点検データの報告、保存の仕方が分からない。
- ・職員数が少なく、技術職もない中、対象数が多く、専門的な知識を要する今回の点検義務化に対して、対応が難しい。

Q2. 国、県により実施してほしい支援内容（複数回答可）

- ①点検基準、要領等の説明会の開催
- ②点検技術に関する研修会、講習会の開催
- ③発注・監理の代行（県による一括発注等）
- ④歩掛・仕様書の作成
- ⑤財政面での補助制度の充実
- ⑥他自治体の進め方、事例等の紹介
- ⑦県土整備事務所管内等、限られた市町村数での意見交換会等の開催
- ⑧その他



回答数	
①	44
②	47
③	37
④	56
⑤	59
⑥	33
⑦	15
⑧	3

#### ⑧その他意見

- ・点検記録様式は早期に公表してほしい。
- ・跨線橋点検は、鉄道事業者との実施時期の調整や協力依頼を行ってほしい。
- ・跨線橋点検は、県で協議会を設立し、一括で協議・協定ができるようにしてほしい。

### Q 3. その他、道路の老朽化対策に関する意見等

- ・ 鉄道事業者との調整が、実施時期及び費用面において非常に困難。
- ・ 点検や補修に関する防災・安全交付金を要望額どおり付けていただきたい。
- ・ 補助制度の活用にあたっての留意点等を確認したい。
- ・ 補助を充てられる条件・会検等での留意点等。
- ・ 管理する橋梁が約500橋あることから、点検費用はもとより点検に係る時間的な確保が課題である。
- ・ 遠望目視を認めないのであれば、近接目視が困難な場合の点検方法やその歩掛を示してほしい。
- ・ 財源については、補助率の拡大や起債等含めた拡充を図られたい。
- ・ インフラ点検をするための組織・体制及び財源が一番の問題であると認識している。他自治体の状況も把握し、情報共有を図りながら今後の対応策を検討していきたい。
- ・ 道路インフラに係る資材や施工方法等について、耐久性向上（長寿命化）を目的とした技術研究をして欲しい。

埼玉県内の道路ストックの現状  
と点検計画（案）について

## (3) 道路ストックの現状と点検計画(案)

施設名称	管理数量 (a)	平成26年度点検予定数量(b)	
			点検率(%) (b/a)
道路橋	18,648	2,977	16%
15m以上	3,025	553	18%
2m以上15m未満	15,623	2,424	16%
横断歩道橋	671	344	51%
トンネル	60	3	5%
シェッド・大型カルバート	80	1	1%
門型標識等	112	26	23%

※埼玉県及び市町村の管理数量を取りまとめたものです。

※法定点検の対象となる施設のH26.4.1時点における数量を取りまとめたものです。

※本資料中の数字は「埼玉県道路メンテナンス会議」が調査したのもので、数値は現在精査中です。

※これまでも点検を実施しているが、本表の点検率は道路法改正に基づく法定点検の実施割合を示したものです。

なお、平成30年度までの5年間で対象道路施設の定期点検を実施します。

## 技術講習会について

## 技術講習会について

### ■埼玉県道路メンテナンス会議で開催予定の自治体向け講習会日程

#### □（第1回）

日時：平成26年11月7日（金）

場所：（午前）越谷市総合体育館会議室

（午後）市道40997号 <sup>あずま</sup>東橋

内容：（午前）座学 講師：関東地方整備局 道路構造保全官を予定

- ・点検に必要な基本的知識（法制度、橋梁構造の基本、損傷の種類）
- ・橋梁点検のポイント
- ・損傷原因の判別や診断事例
- ・越谷市の長寿命化計画に対する取組 等を予定

（午後）現場実習 市道40997号 <sup>あずま</sup>東橋

- ・橋梁の損傷状況の解説
- ・打音検査経験
- ・点検ポイントの解説
- ・模擬点検
- ・模擬点検の解説 等を予定

#### □（第2回）

日時：平成26年11月28日（金）

場所：（午前）大宮国道事務所 第一会議室

（午後）国道17号 <sup>みやはら</sup>宮原高架橋

内容：（午前）座学 講師：関東地方整備局 道路構造保全官を予定

- ・点検に必要な基本的知識（法制度、橋梁構造の基本、損傷の種類）
- ・橋梁点検のポイント
- ・損傷原因の判別や診断事例 等を予定

（午後）現場実習 国道17号 <sup>みやはら</sup>宮原高架橋

- ・損傷箇所の説明
- ・模擬点検
- ・非破壊試験機器を用いた点検の実演
- ・模擬点検結果の解説 等を予定

□（第3回）

日時：調整中

場所：川口市内

内容：調整中

※ 上記講習会は、一部調整中のものもありますので、講習会の申し込み方法等も含め、詳細が決定次第、改めて事務局よりご案内いたします。

□そのほか、地方公共団体向けの研修について、関東地方整備局より随時ご案内する予定でおります。

その他

## 「道路橋の老朽化対策」パネルの貸し出しについて

■埼玉県道路メンテナンス会議では、道路の老朽化対策の現状や対策について、地域住民、道路利用者へ啓発・理解促進を図ることを目的として、「道路橋の老朽化対策」パネルの展示を実施しております。

### ■展示開催場所・期間（予定含む）

①道の駅おかべ：平成26年8月4日～8月24日

②道の駅庄和：平成26年9月12日～9月28日

③さいたま市役所：平成26年11月4日～11月14日（予定）

④埼玉県庁：平成26年11月25日～12月5日（予定）

⑤浦和コミュニティセンター：平成26年12月8日～12月19日（予定）

### ■効果的な広報に向けての対応

①パネル展示開催前（1週間程度前）に記者発表実施

②道の駅おかべでのパネル展示では、パネル展初日に深谷市長に

見学していただき、埼玉県道路メンテナンス会議会長（真田大宮

国道事務所長）がパネル内容を説明し、見学後に市長がマスコミ

（テレビ埼玉）取材に応じ、道路の老朽化対策についてのコメント

をいただきました。

# 「道路橋の老朽化対策」パネルリスト

一般向け			
新No.	テーマ	タイトル	サイズ
1		タイトル「道路橋の老朽化対策」パネル展 開催趣旨	A1 タテ
2	進む橋の高齢化	高齢化する橋	A1 タテ
3		架橋50年以上 いま2割、20年後6割	A1 タテ
4	橋の3大損傷	塩分の浸透で 鋼材が腐食 [塩害]	A1 タテ
5		化学反応で コンクリートが劣化 [アルカリ骨材反応]	A1 タテ
6		繰り返しの荷重で ひび割れ・亀裂 [疲労]	A1 タテ
7	急がれる 老朽化対策	損傷等で年々 通行規制等が増加	A1 タテ
8		多くの道路利用者が 危険を感じながら通行	A1 タテ
9		老朽化対策のための 維持修繕費が10年間で2割減	A1 タテ
10	今できる 長寿命化	メンテナンスサイクルで 老朽化対策に取り組む	A1 タテ
11		地方公共団体の橋では85%が 長寿命化修繕計画を策定	A1 タテ
12		地方公共団体への 支援が必要	A1 タテ
13		地方公共団体の約9割が 財政的支援を国に求める	A1 タテ
14		地方公共団体への 技術支援を実施	A1 タテ
15	安全・安心確保 への努力	定期点検を 5年ごとに実施	A1 タテ
16		適切な管理で 長寿命化が可能に	A1 タテ
17	(道路局廊下パネル)	道路メンテナンス活動のご紹介	A2 タテ
18		最後の警告 今すぐ本格的なメンテナンスに舵を切れ	A1 ヨコ

# 道路橋の老朽化対策

日本の道路橋は、昭和 30 年代に始まる高度経済成長期を中心にして大量に建設され、我が国の経済成長と国民生活の向上に大きな役割を果たしてきました。

これらの道路橋は近々建設後 40 年～ 50 年が経過することとなり、劣化損傷が多発する危険性が高まっています。

海外においても、平成 19 年 8 月に米国ミネソタ州の鋼トラス橋が供用中に突然崩壊し、多数の死傷者を出す重大事故が発生しています。

また、東日本大震災から 3 年を迎え、近い将来に想定されている首都直下地震への懸念も強まっています。

国土交通省関東地方整備局では、道路橋は全ての国民の貴重な共有資産であり、これを将来世代へ引き継いでいく必要があり、きめ細かい手入れが大切であるため、広く皆様にご紹介することを目的に『「道路橋の老朽化対策」パネル展』を開催することといたしました。



国土交通省 関東地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism. Kanto Regional Development Bureau.

# 高齢化する橋

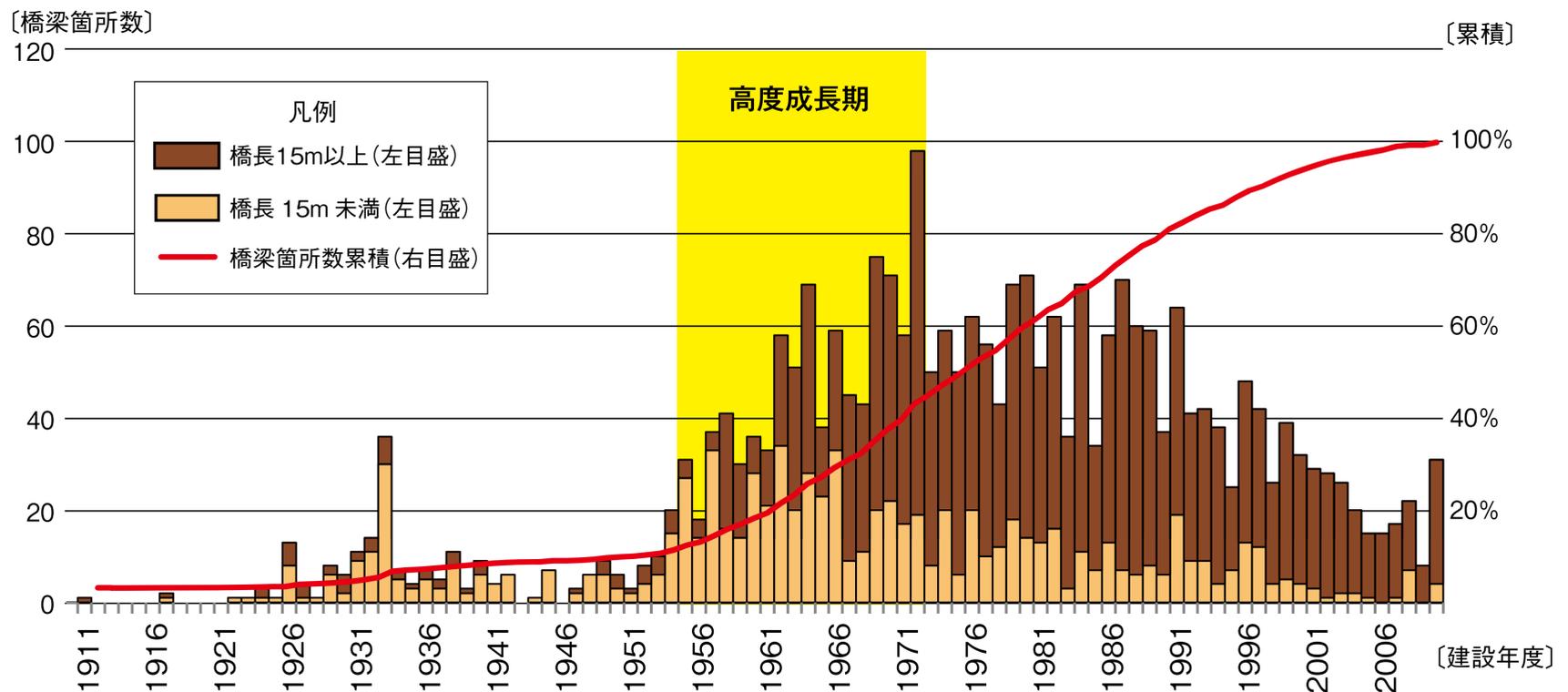
関東地方整備局が管理する道路橋 2,780 箇所のうち、全体の 34%にあたる約 940 箇所が一般に高度経済成長期と言われる 1955 年から 1973 年にかけて建設されています。

今後これらの橋の高齢化が一層進んでいきます。



日本橋(東京都中央区)の最初は、徳川家康が征夷大将軍に任じられた1603(慶長8)年架橋の木橋とされます。現在の石橋は1911(明治44)年建造のルネサンス風の名橋で、国の重要文化財(建造物)です。橋の中央に日本国道路元標が埋め込まれています。

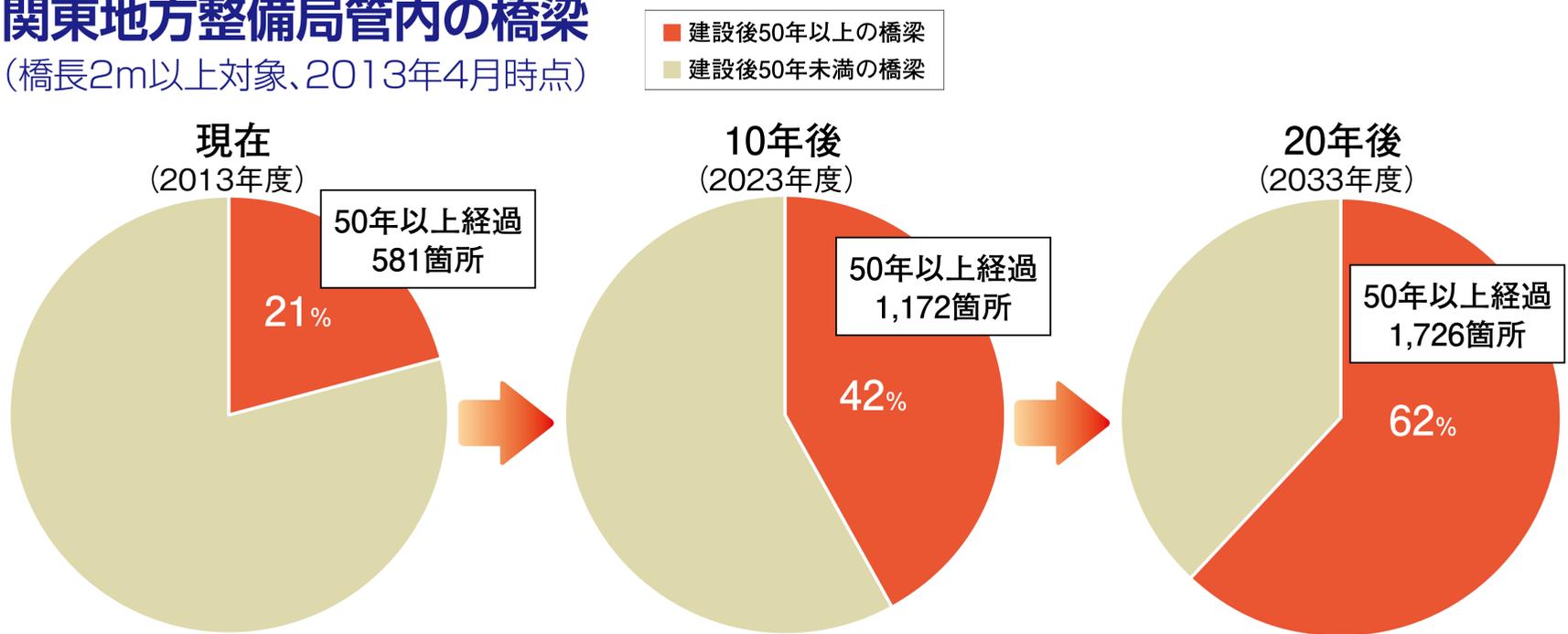
## 建設年度別の橋梁箇所数の分布



# 架橋50年以上 いま2割、20年後6割

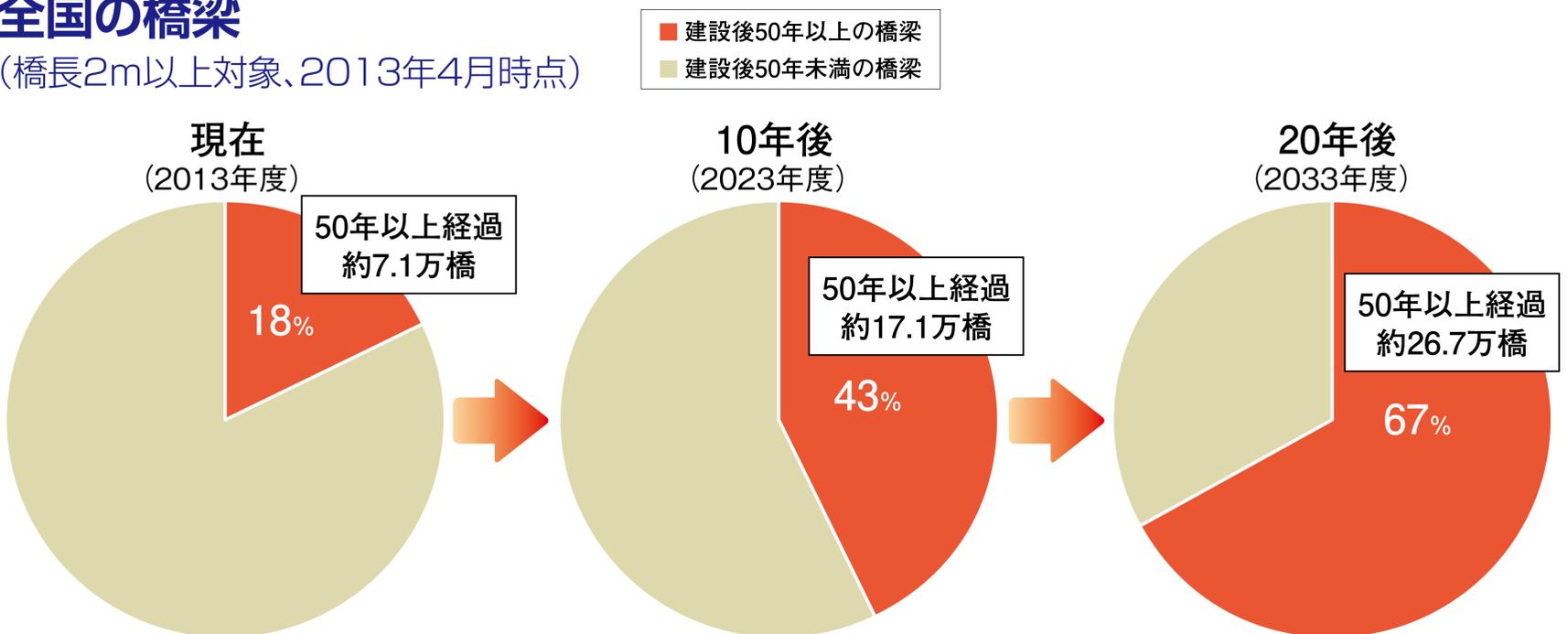
建設後50年以上を経過した橋は、20年後には全国で67%、関東地方整備局管内では62%まで急激に増加します。

## 関東地方整備局管内の橋梁 (橋長2m以上対象、2013年4月時点)



## 全国の橋梁

(橋長2m以上対象、2013年4月時点)



※国土交通省調べ(平成25年4月1日)現在 建設年度不明橋梁を除く

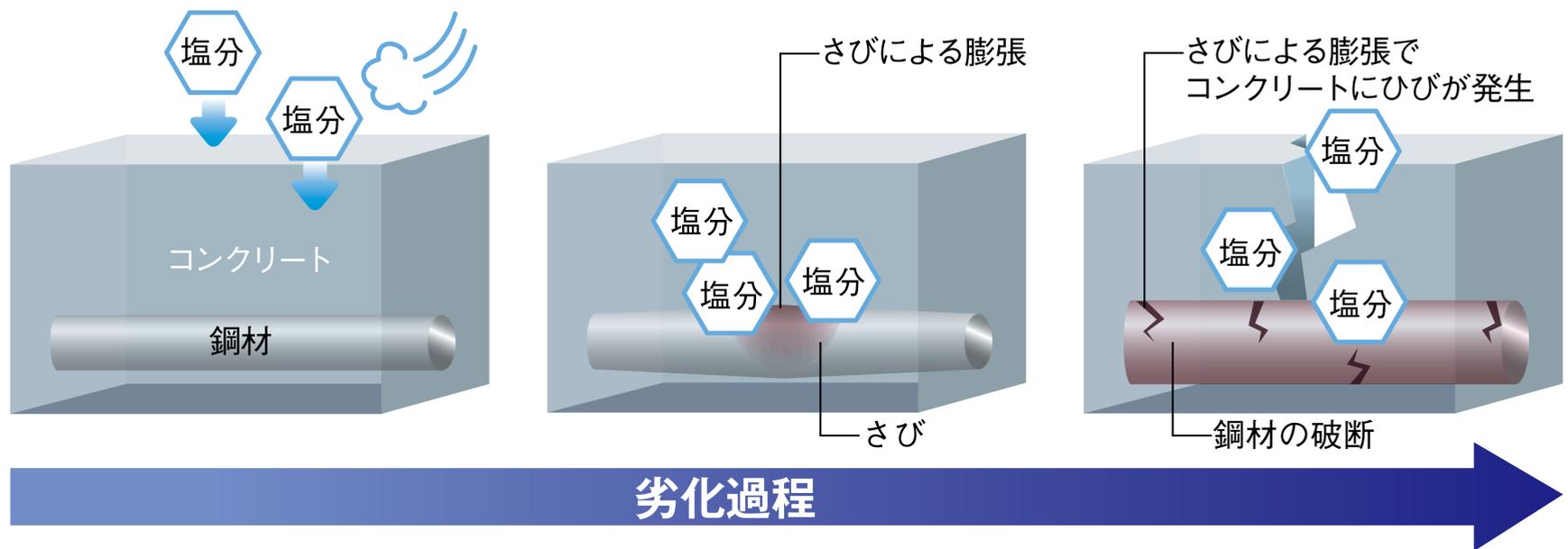
橋の3大損傷

塩害

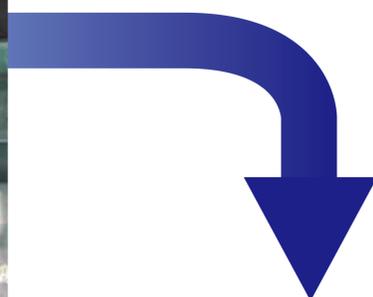
# 塩分の浸透で鋼材が腐食

地形などの制約によりコンクリート橋が海岸に面して建設されることがあります。冬の季節風や台風により潮風にさらされて塩分がコンクリート内部に浸入して中の鋼材を腐食させる場合があります。また、冬季の交通を確保するために融雪の塩が散布されることで、同様の損傷が発生します。

## 塩害のイメージ



橋桁の中の鋼材が腐食し、コンクリートが剥がれ落ちた橋



架替え後



橋の3大損傷

アルカリ骨材反応

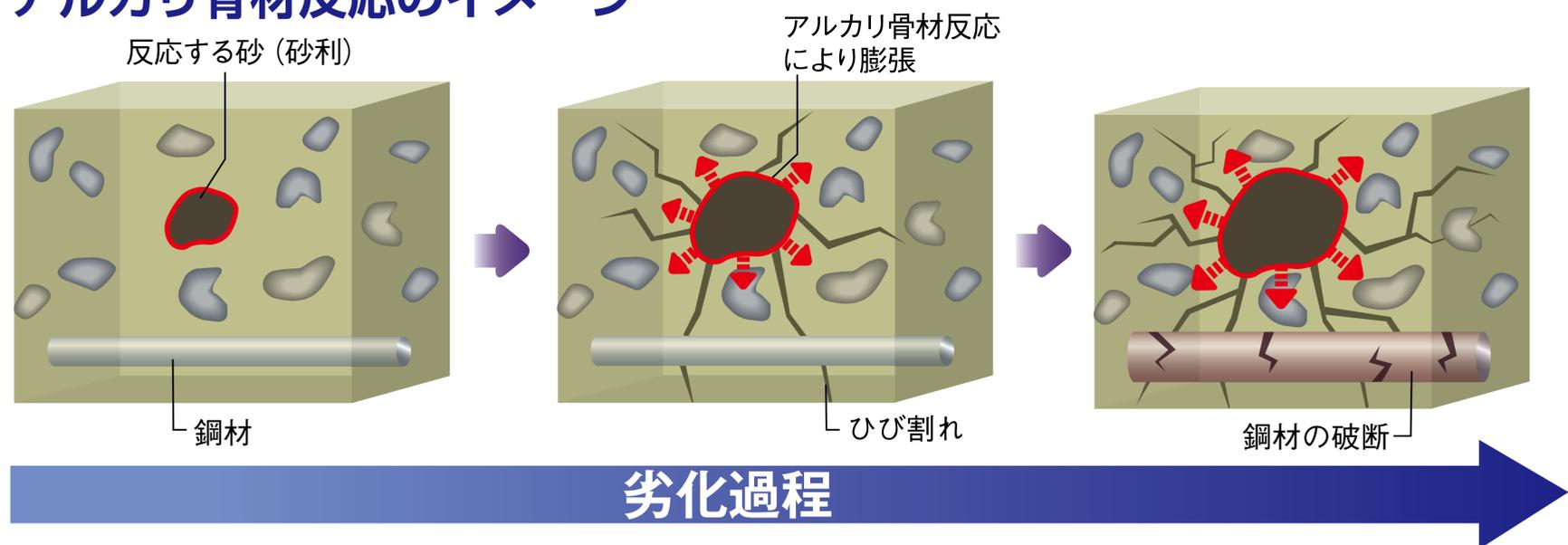
# 化学反応で コンクリートが劣化

橋の材料の一つであるコンクリートは強アルカリ性です。しかし、コンクリートに使われる砂や砂利の中には、このアルカリ性と反応して、膨張するものがあります。この化学反応をアルカリ骨材反応といいます。

この化学反応をおこしたコンクリートでは、表面に網目状の亀裂が生じ、そこから白い物質がしみ出してくる現象が見られます。

また、コンクリートの亀裂により内部の鋼材が破断してしまうケースも確認されています。

## アルカリ骨材反応のイメージ



アルカリ骨材反応によりひび割れが発生

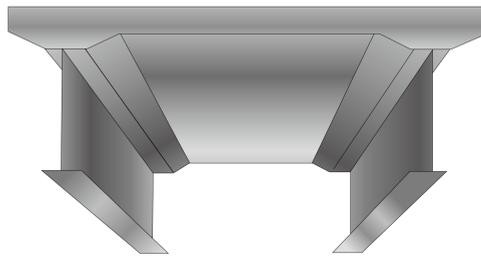


# 繰り返しの荷重で ひび割れ・亀裂

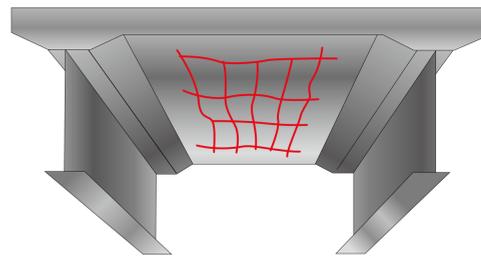
床版の疲労は、車の交通による繰り返しの荷重で、構造物に損傷が累積して生じる現象です。特に車が重いほど損傷の累積が早くなり、コンクリートであればひび割れ、鋼材であれば亀裂となって現れます。

## 疲労のイメージ (橋を下から見た図)

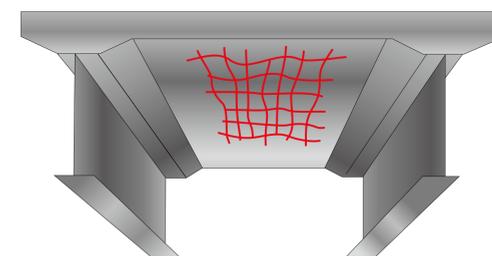
①健全な床版の状態



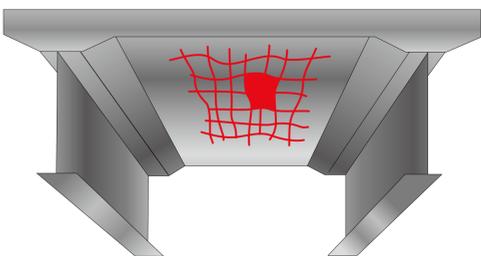
②車両が繰り返し走行することで、縦方向・横方向に小さなひび割れが発生



③サイコロ状に近い形まで密なひび割れに進展



④床版が抜け落ちて舗装に穴が空いた状態



都心の交通状況



コンクリートの床版が抜け落ち、舗装に空いた穴

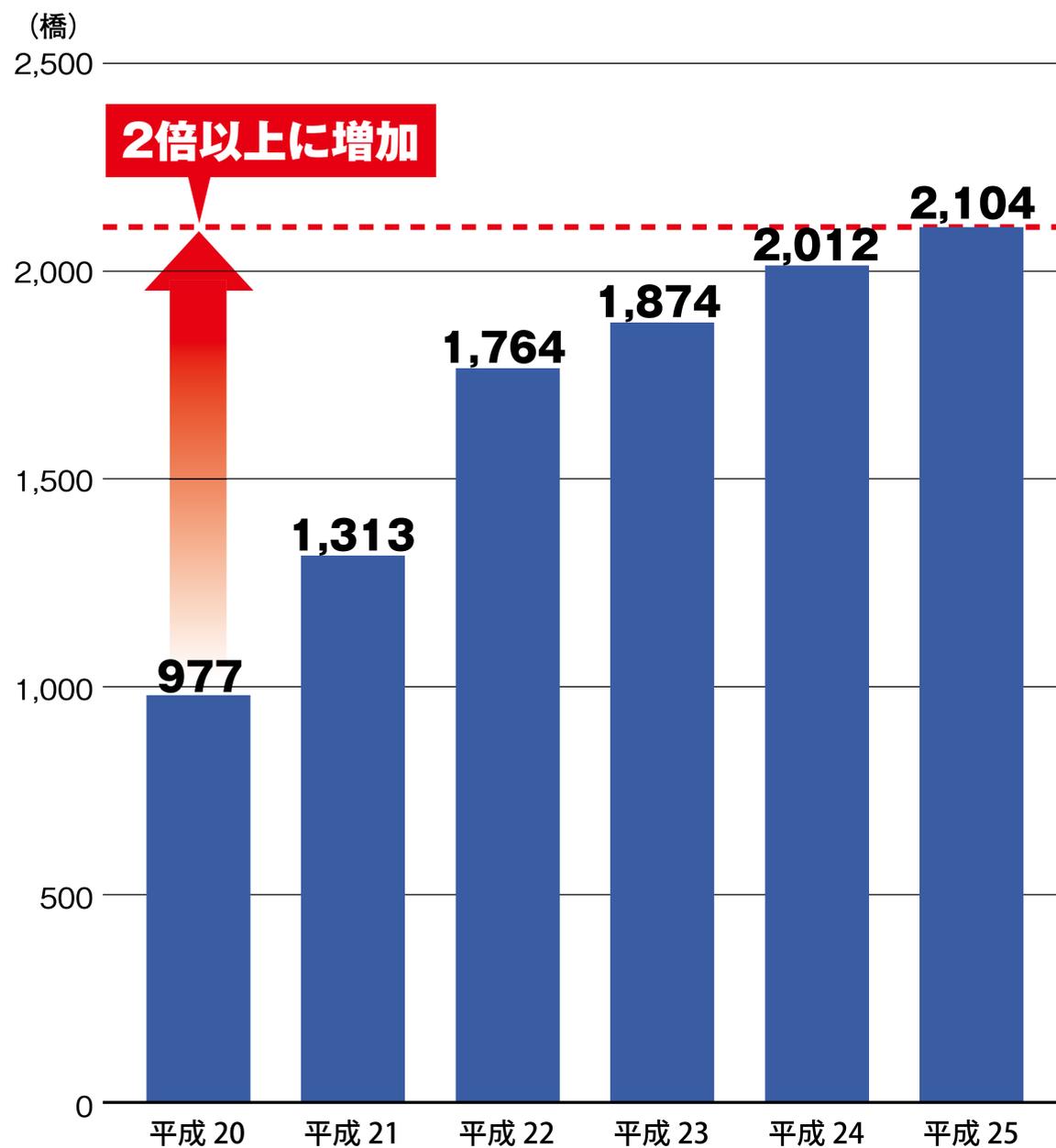
# 損傷等で年々 通行規制等が増加

橋の老朽化や損傷等に伴う重量制限により、通行止めなどの通行規制等を全国で実施しています。

その大部分は地方公共団体が管理する橋であり、特に、市区町村が管理する橋で増加。そのため、市区町村における橋梁補修に関する取り組みを促進するため、長寿命化修繕計画に基づく橋梁補修事業を推進しています。

地方公共団体管理橋梁では最近5年間で通行規制等が2倍以上に増加

## 地方公共団体管理橋梁(2m以上)の 通行規制等の推移



※メインケーブルの破損、主桁の腐食やコンクリート床版の剥離により、通行規制を通行規制を実施している事例

※国土交通省道路局調べ（平成 25 年 4 月）

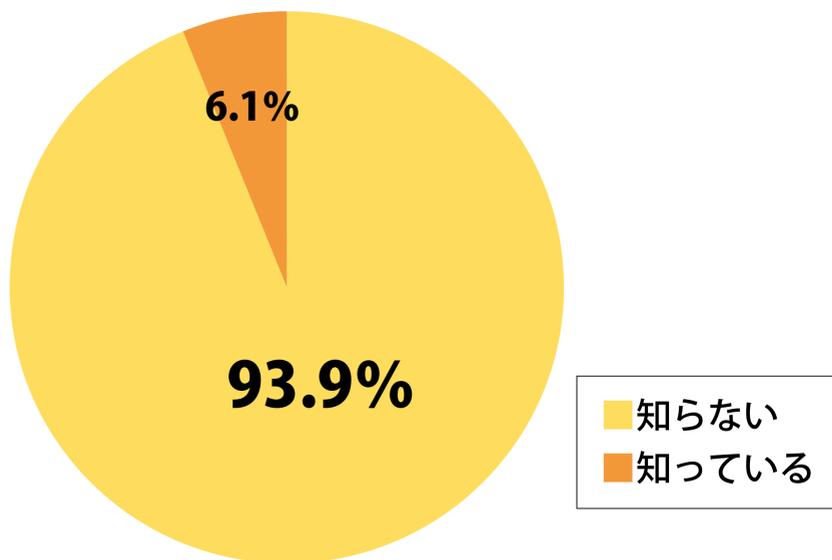
※東日本大震災の被災地域は一部含まず  
都道府県・政令市は、地方道路公社含む

出典：社会資本整備審議会道路分科会「第44回基本政策部会」資料5

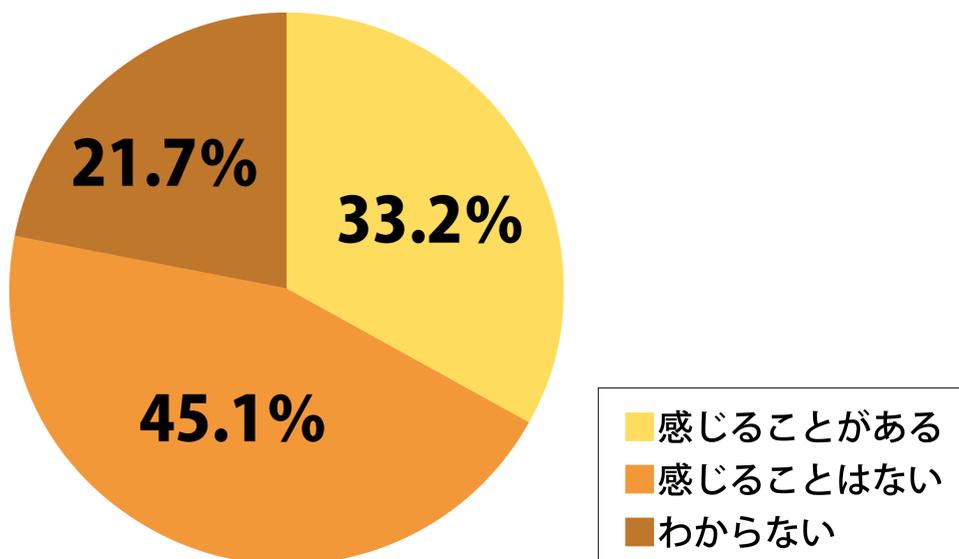
# 多くの道路利用者が危険を感じながら通行

一般の道路利用者に対するアンケート調査では、道路利用者の9割以上が、通行規制や通行止めを行っている橋梁が約1,400橋あることを知っていません。また、施設の老朽化により、道路の通行に危険を感じている利用者は橋梁で約3割、トンネルで約5割にのぼっています。

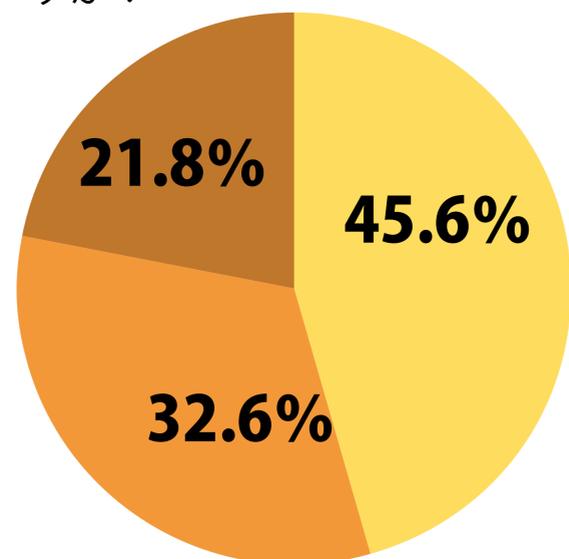
**Q** 地方自治体が管理する橋梁について、全国に通行規制や通行止めを行っている橋梁が約1,400橋(平成24年4月1日現在)あることをご存じですか？



**Q** 道路の橋の老朽化により、通行に危険を感じることはありますか？



**Q** 道路のトンネルの老朽化により、通行に危険を感じることはありますか？



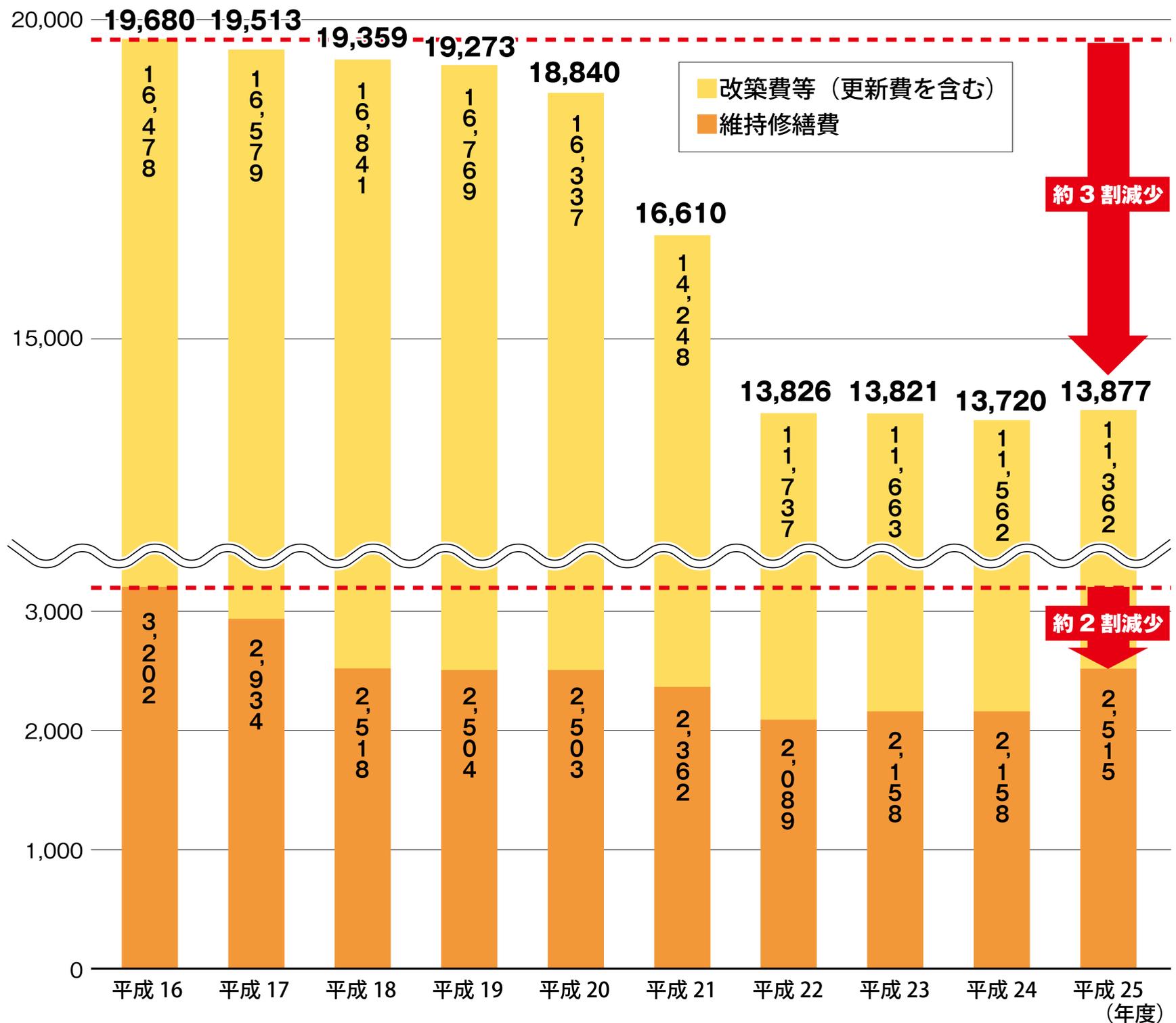
※国土交通省道路局調べ(平成25年3月)

# 老朽化対策のための 維持修繕費が10年間で2割減

10年間で、直轄道路の事業費は全体で約3割減少しています。また、そのうち維持修繕費は、老朽化対策として本来ならば増やすべきところですが、公共事業費の減少に伴い約2割減少しています。

## 直轄の道路事業費全体と維持修繕費の推移

事業費(億円)



※諸費除き(平成20年度以前は、平成21年度の諸費の割合と同割合として算出)  
※東日本大震災復旧・復興に係る経費を除く

出典:社会資本整備審議会道路分科会「第44回基本政策部会」資料5

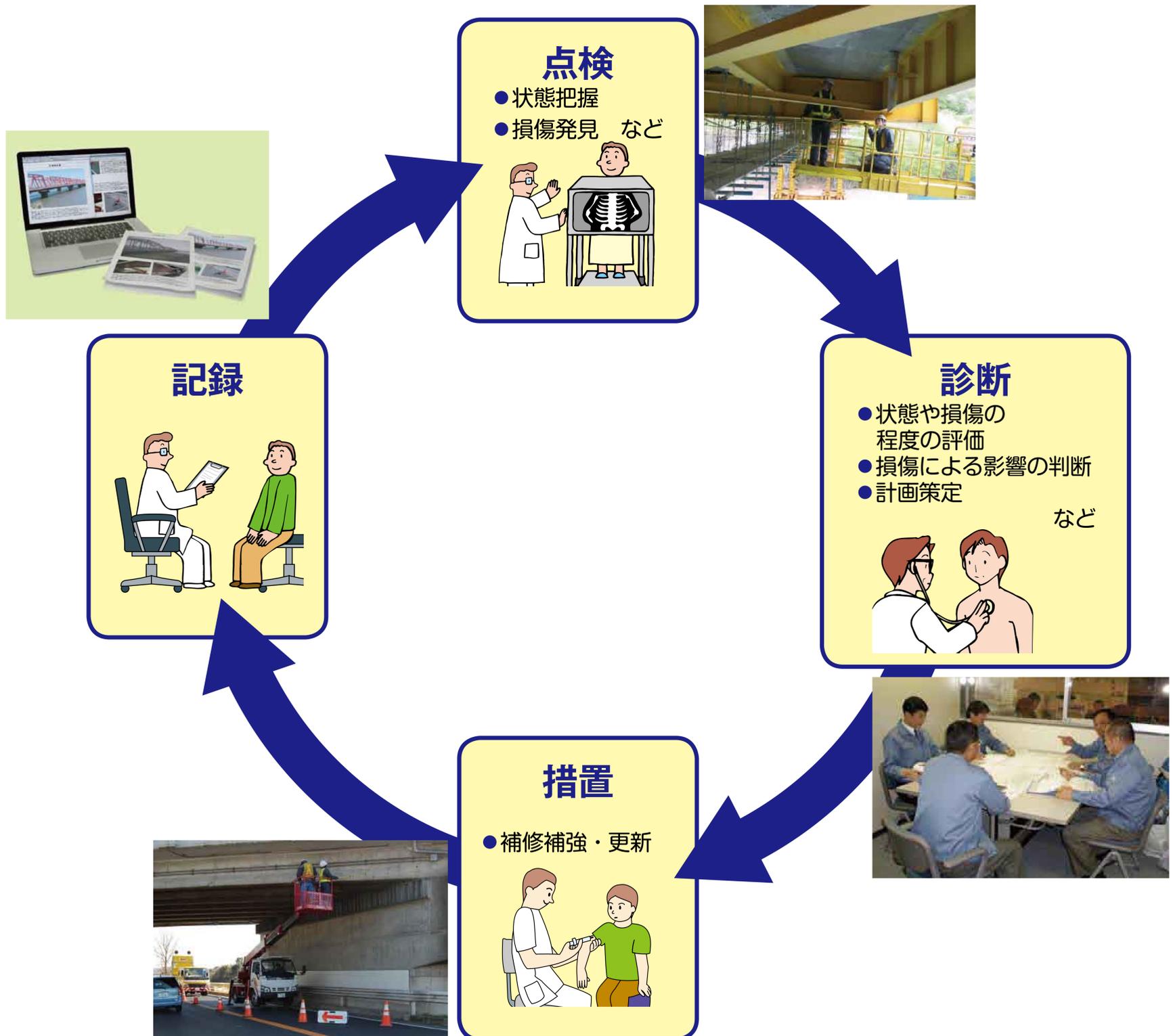
今できる長寿命化

# メンテナンスサイクルで老朽化対策に取り組む

安全安心などを確保するため、点検→診断→措置→記録→(次の点検)のメンテナンスサイクルを回していくことが重要です。

人も橋も健全であるためには適切な点検・保全を継続することが重要

## メンテナンスサイクル



今できる長寿命化

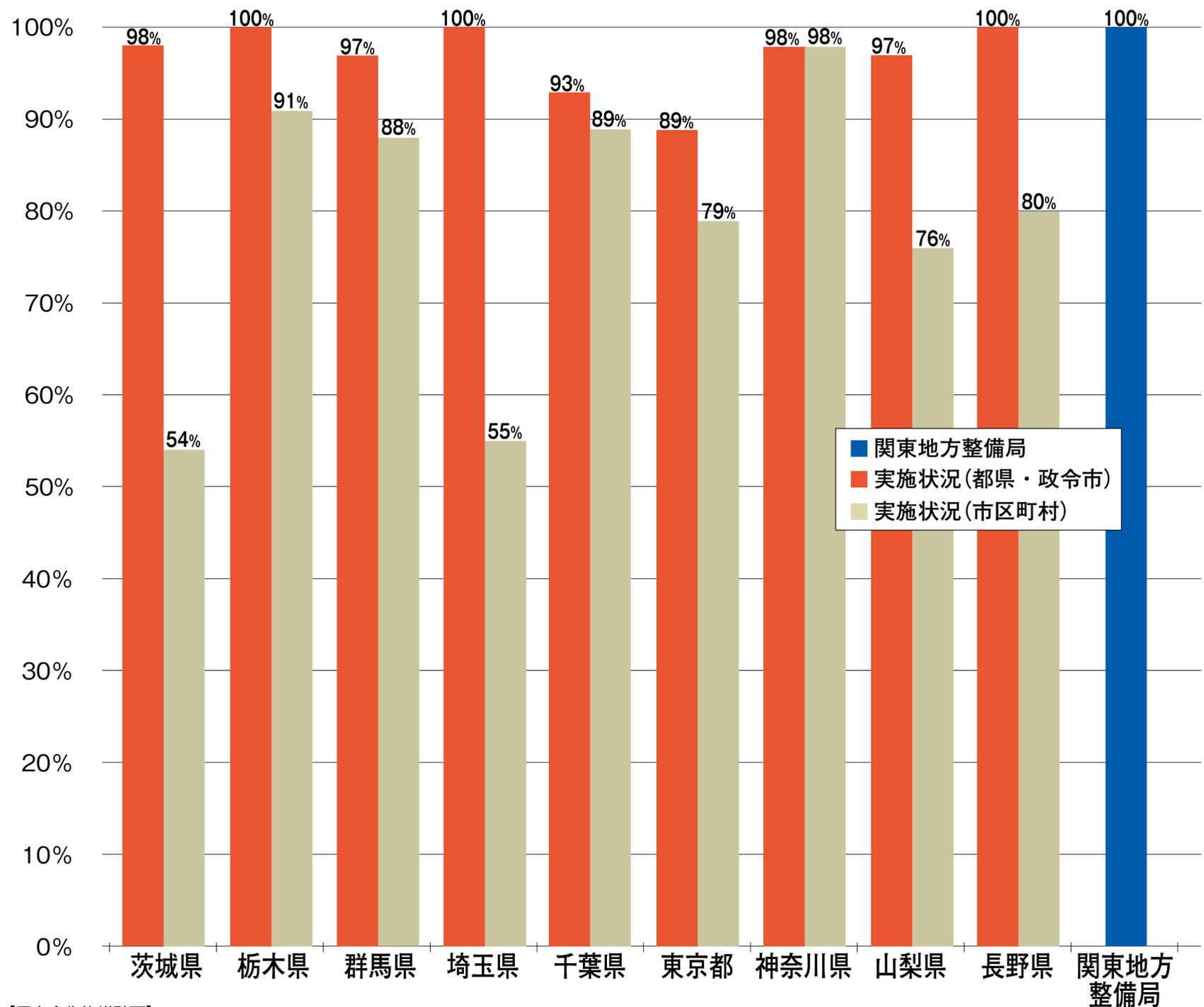
# 地方公共団体の橋では85%が長寿命化修繕計画を策定

関東地方整備局管内の地方公共団体での長寿命化修繕計画は、25,674 橋のうち 85%が策定されています。

そのうち都県・政令市では 97%、市区町村では 78%の橋で長寿命化修繕計画が策定され、市区町村では 4 分の 1 近くが未策定となっています。

## 長寿命化修繕計画の策定状況 (平成 25 年 4 月時点)

○長寿命化修繕計画策定率\* (策定率 = 計画策定橋梁数 / 管理橋梁数)



【長寿命化修繕計画】

「長寿命化修繕計画策定事業費補助制度要綱 (平成 19 年～)」に基づき策定し、橋梁毎に定期点検、修繕・架替え時期および健全度等を記載したもの

○橋長 15m 以上の橋梁を対象として集計

○岩手県陸前高田市、福島県広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村は調査実施困難なため、平成 22 年 4 月時点調査の数値

# 地方公共団体への支援が必要

全国の地方公共団体へのアンケート調査では、橋梁長寿命化修繕計画を策定していない理由として、「財政力不足」と「職員不足」を挙げる団体が多くなっています。

また、地方公共団体が国に求める支援策として、「財政的支援」、「講習会・研修会の実施」、「積算基準の整備」を多くの団体が挙げています。

## Q 橋梁長寿命化修繕計画を策定していない理由は何ですか？ 【回答対象：橋梁長寿命化修繕計画を策定していないと回答した団体】

### 都道府県・政令市

策定済み

### 市区町村

- 財政力不足……………67%
- 職員不足……………46%

※複数回答有（有効回答数 54）

## Q 定期点検、橋梁長寿命化計画策定、橋梁修繕を進める上で、 現在国が実施している技術支援、財政支援を含め、 どのような支援が有効ですか？

### 都道府県・政令市

- 社会資本整備総合交付金等による財政支援…………… 95%
- 講習会・研修会の実施…………… 71%
- 点検・計画策定等の積算基準(歩掛)の整備…………… 60%

※複数回答有（有効回答数 58）

### 市区町村

- 社会資本整備総合交付金等による財政支援…………… 87%
- 点検・計画策定等の積算基準(歩掛)の整備…………… 59%
- 講習会・研修会の実施…………… 48%

※複数回答有（有効回答数 1,418）

### 【アンケート概要】

**【調査対象】**

- 全地方公共団体：47 都道府県、20 政令市及び 1,722 市区町村

**【回答数】**（平成 24 年 8 月 14 日現在）

- 1,478 団体（39 都道府県、19 政令市、1,420 市区町村）
- 回答率：82.6%

**【主な質問内容】**

- 橋梁長寿命化修繕計画の進捗状況及び課題
- 国に求められる支援策の改善点 等

**【調査時点】**

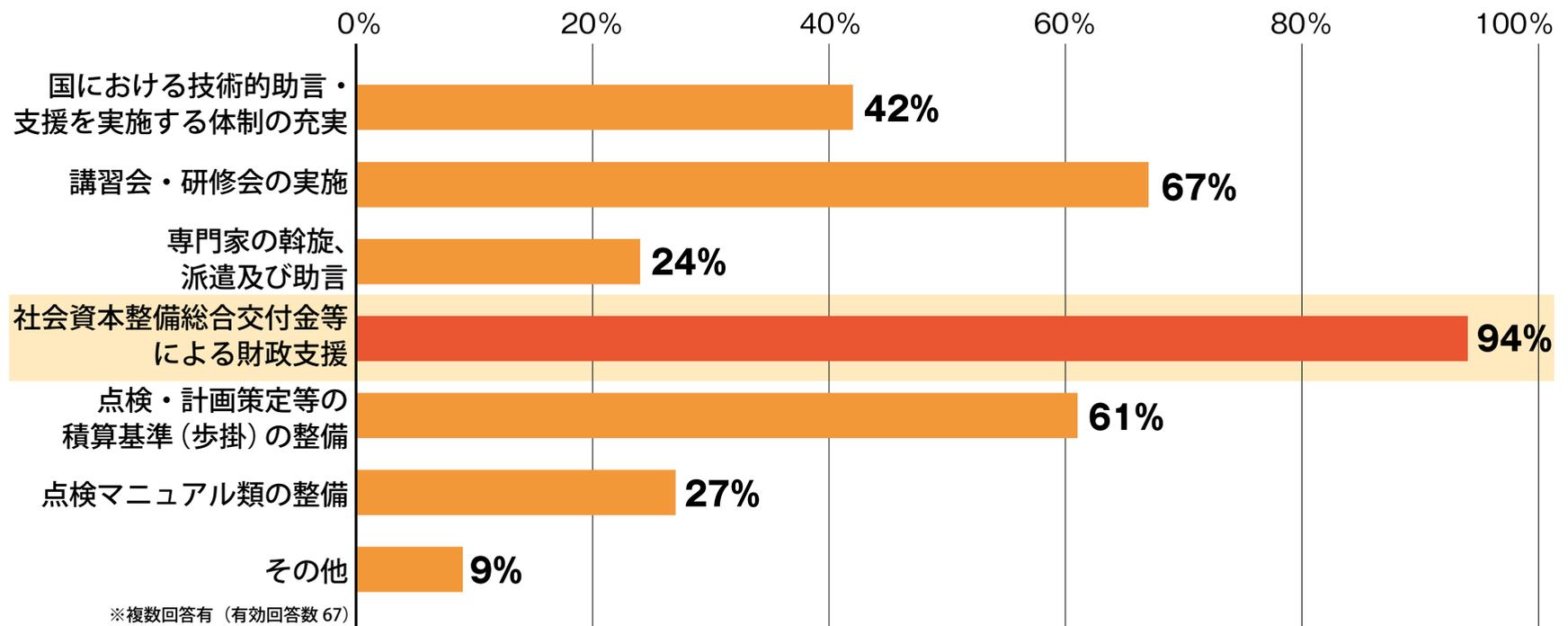
- 平成 24 年 7 月末現在

# 地方公共団体の約9割が 財政支援を国に求める

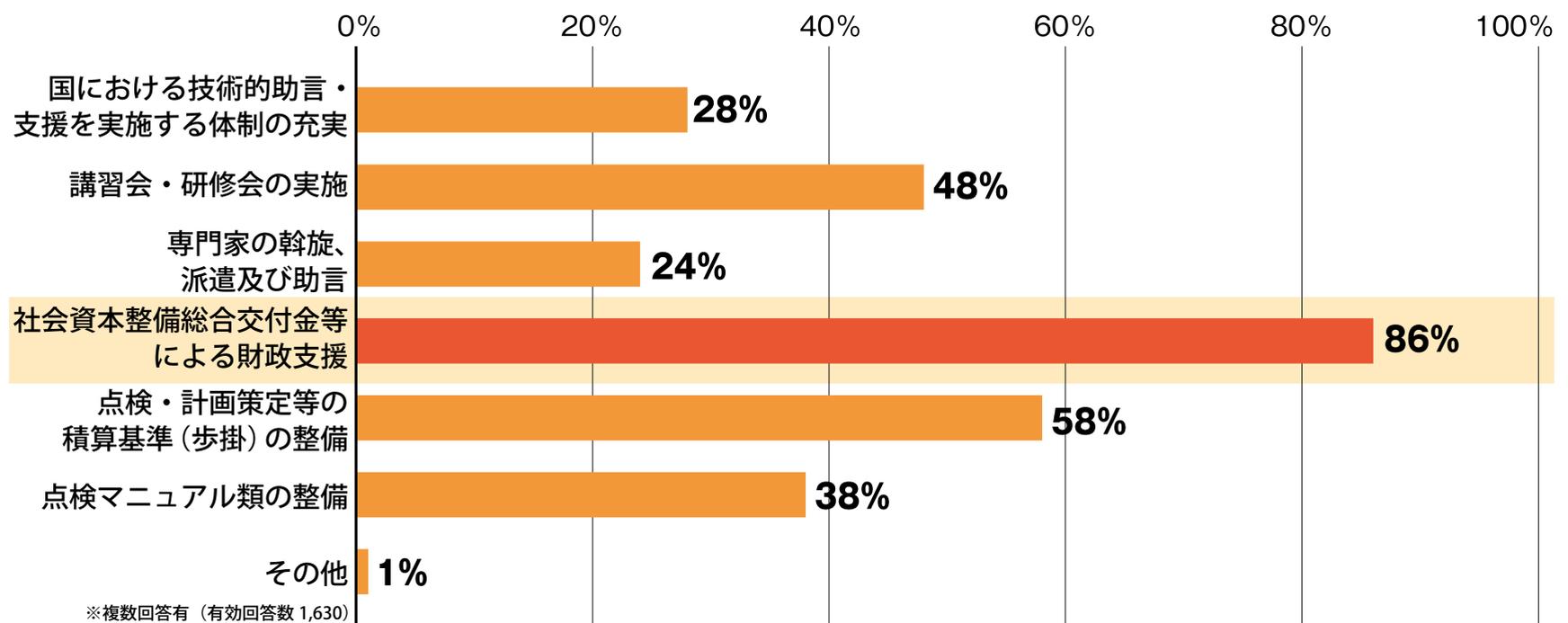
橋梁の点検、長寿命化修繕計画策定及び橋梁修繕を進めるうえで、地方公共団体はさまざまな施策を国に求めています。中でも、その施策として「財政支援」を挙げる地方公共団体は約9割にのぼっています。

## 地方公共団体が国に求める支援施策

[都道府県・政令都市]



[市区町村]



出典:国土交通省道路局調べ(平成24年7月)

今できる長寿命化

# 地方公共団体への 技術支援を実施

関東地方整備局では国土技術政策総合研究所および独立行政法人土木研究所と連携をとりながら、地方公共団体への技術支援をしています。  
点検車等の貸与や、構造物に重大な影響を及ぼす損傷や通行規制等を伴う重篤な損傷を発見した場合、高度な技術的な知見による助言、また地方公共団体職員への教育など多方面にわたる支援も展開しています。

## 研修(橋の点検)の状況



## 点検実施状況



## 道路橋の保全に関する地区講習会



## 道路橋の保全に関する地区講習会(実習)



安全・安心確保への努力

# 定期点検を 5年ごとに実施

関東地方整備局では、管理する橋 2,780 カ所すべてを 5 年に 1 回の頻度で定期的に点検しています。その約 4 割の橋で速やかな対策が必要な損傷が確認され、5 年以内に計画的な補修を実施しています。  
また、パトロール車による日常点検（巡回）を実施しています。



パトロール車による巡回



高所作業車による点検



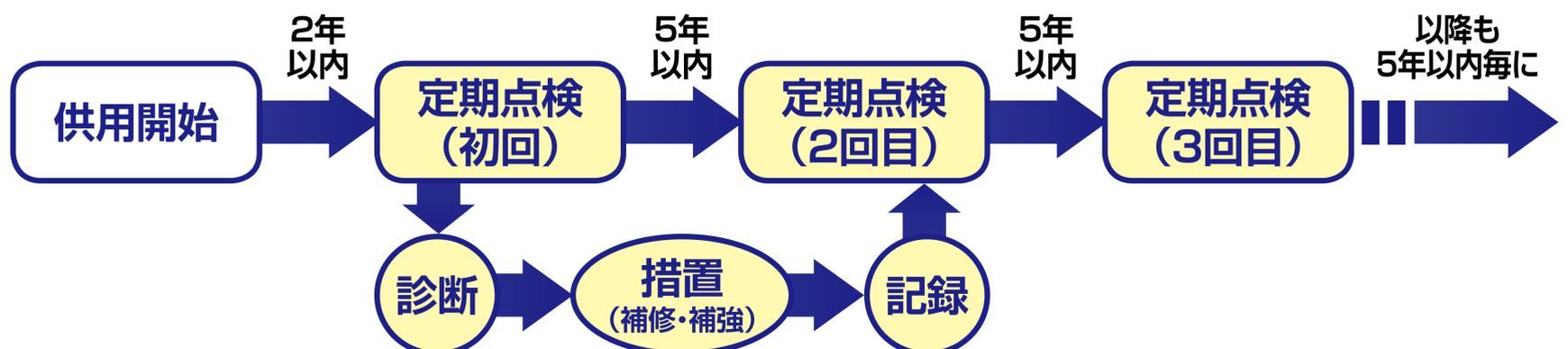
橋梁点検車による点検



近接目視による健全性の確認

## 点検の頻度

※定期点検は原則として5年に1回の頻度、供用後初回点検は2年以内。  
※地震、台風等の自然災害や大きな事故の発生時には、異常時点検を実施。



安全・安心確保への努力

# 適切な管理で 長寿命化が可能に

損傷が深刻化する前に計画的な補修を実施することにより、橋を長持ちさせることができます。

## 適切な管理により長持ちしている橋梁の例



国道1号 新鶴見橋(神奈川県横浜市鶴見区)  
橋長:100m 1948年度(昭和23年度)架設 併用年数:65年

1948年 架設

1965年 伸縮装置補修

1970年 橋台(高欄)補修

1980年 鋼部材塗装

1987年 高欄、伸縮装置、舗装補修

1988年 床版補修

1990年 鋼部材塗装

2002年 舗装補修

2007年 上下部補修

2011年 床版、伸縮装置補修



上部工(壁高欄補修)

下部工(支承の交換)

※写真は修繕のイメージです。

# 道路メンテナンス活動のご紹介

高度経済成長期に集中的に整備された社会基盤が一斉に高齢化し、道路インフラも損傷が顕在化してきました。老朽化対策は喫緊の課題です。

今年4月14日、国土交通大臣は社会資本整備審議会道路分科会基本政策部会から平成14年以来続けてきた提言の「最後の警告」として、「一刻も早く本格的なメンテナンス体制を構築しなければならない」との提言を手渡されました。

この提言の要旨と、全国で実施されているメンテナンス活動をパネルでご紹介します。道路メンテナンスの課題と対策実施に対するご理解の一助になれば幸いです。どうぞご覧ください。



**国土交通省 関東地方整備局**

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism. Kanto Regional Development Bureau.

# 最後の警告

## 今すぐ本格的なメンテナンスに舵を切れ

社会資本整備審議会道路分科会基本政策部会の提言より

### 静かに危機は 進行している

- ◎平成14年以降、審議会は「今後適切な投資を行い、修繕を行わなければ、近い将来大きな負担が生じる」と繰り返し警告。
- ◎しかし、デフレや財政の悪化を受けて予算や技術者の人員は削減の一途。
- ◎この間、道路構造物の老朽化は少しずつ静かに進行を続け、今や危機のレベルは高進。日本の橋梁の70%を占める市町村の管理する橋梁では、通行止めや車両重量の通行規制箇所はこの5年間で2倍の約2000箇所に増加。
- ◎近い将来、橋梁の崩落など人命や社会システムに関わる致命的な事態に。

### すでに警鐘は 鳴らされている

- ◎平成24年12月、中央自動車道笹子トンネル上り線で天井板落下事故が発生、9人の尊い命が犠牲となり、長期にわたって通行止めとなった。老朽化時代が本格的に到来したことを告げる出来事である。この事故が明日の自らの地域に起こりうる危機の警鐘として捉える英知が必要。
- ◎地方公共団体の長や行政も「まさか自分の任期中は…」という感覚はないだろうか。しかし、私たちは東日本大震災で経験したように、千年に一度だろうが、可能性のあることは必ず起こる。笹子トンネル事故で、すでに警鐘は鳴らされた。

### 行動を起こす 最後の機会は今

- ◎米国はインフラ予算を削減し続けた結果、1980年代に各地で橋や道路が壊れ使用不能になる「荒廃するアメリカ」といわれる事態に直面。連邦政府はその後急ピッチで予算を増やし改善に努めている。健全な社会インフラはその後の米国の発展を支え続けている。
- ◎日本社会が置かれている状況は、1980年代の米国同様、危機が危陰に、危険が崩壊に発展しかねないレベルまで達している。「笹子の警鐘」を確かな教訓とし、「荒廃するニッポン」が始まる前に、一刻も早く本格的なメンテナンス体制の構築を。
- ◎国は、「道路管理者に対して厳しく点検を義務化」し、「産学官のリリースをすべて投入する総力戦の体制」を構築し、「政治、報道機関、世論の理解と支持を得る努力」を実行すべき。
- ◎科学的知見に基づくこの提言の真意が、この国をリードする政治、マスコミ、経済界に届かず「危機感を共有」できなければ、国民の利益は確実に失われる。その責はすべての関係者が負わなければならない。

# 道路の老朽化対策に関する理解促進活動（実施報告）

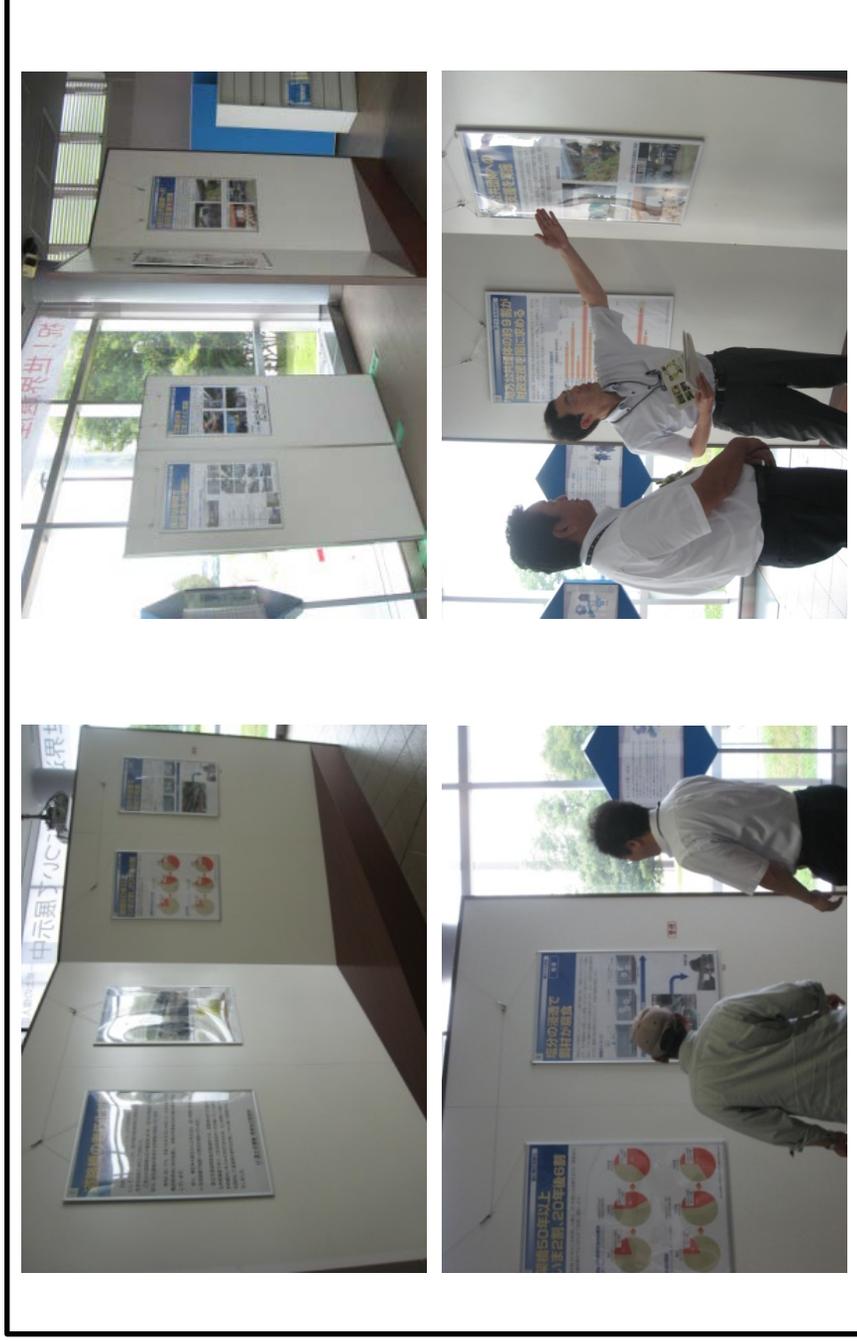
## 「道路の老朽化対策」パネル展

開催日時：平成26年8月4日（月）～24日（日）

開催場所：道の駅「おかべ」情報館

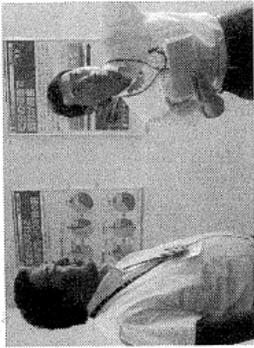
○深谷市長に初日に見学していただいた。

## 展示状況写真



# 道路の老朽化対策に関する理解促進活動（実施報告）

## 新聞掲載



小島市長（左）に隣席メニチンシの現状を語る真田所長（深谷市）  
岡、道のおかへ情報館

### 道路老朽化対策 深谷でパネル展

24日まで道の駅おかへ  
国土交通省関東地方整備局  
大宮国道事務所は事務局を置  
く埼玉県道路メンテナンス会  
議は4日、深谷市の道の駅お  
かへ情報館で「道路の老朽化  
対策パネル展」を始めた。24  
日まで。

「道路のメンテナンスは総  
力戦で」とをテーマに、14枚

のパネルで「架橋50年以上、いまる割、20年後も割」「堤防の浸透で鋼材が腐食」「地方公共団体の約8割が財政支援を国に求める」と紹介している。同会議は9月に県内の全自治体などをメンバーに、道路の老朽化対策を効率的・効果的に行うために設立された。パネル展の初日は、深谷市の小島進市長が訪れ、大宮国道事務所の真田昇彦所長から「道路の老朽化対策は喫緊の課題」と説明を受けた。小島市長は「道路メンテナンスをしっかりと実行するには予算と技術が必要。県や国と連携し

てやっていかねばならない」と話した。  
(江利川 義雄)

埼玉新聞 2014年8月5日

## TVニュース報道



①

古くなった道路や橋の危険性、その老朽化対策について知ってもらおうと「道の駅おかへ」では、今日からパネル展が始まりました。



②

国内の道路や橋は、高度経済成長期を中心に整備されましたが建設から半世紀が経ち、劣化による破損などの危険性も高まっています。全国では、14点のパネルの展示を通じて全国のおよそ2割の橋が建設から50年以上以上になっている現状やその対策として5年に1度、定期点検が実施されていることなどが紹介されています。



③

初日の今日は、地元・深谷市の小島 進市長も訪れました。

(深谷市長)  
新しい道路の要望とか、そういったものはあるんですけども、なかなか老朽化に列しての市民の関心というのは本当に低いんですね。なかなかね、いろいろな市長、また市長の方にはね、関心を持っていただけるような手段を考えたいなと思っております。



④

このパネル展は今年24日まで開かれています。

テレビ埼玉「NEWS930」2014年8月4日

# 道路の老朽化知って

## 道の駅「庄和」でパネル展

道路について考える「道路の老朽化対策パネル展」が12日、春日部市上柳の道の駅「庄和」の情報館で始まった。

国土交通省関東地方整備局

(管内は首都圏と山梨、長野の1都8県)の主催。「高度経済成長期に集中的に整備した道路や橋が、一斉に高齢化しており、道路の老朽化対策は喫緊の課題」と位置付ける同局。さらに首都直下型の大地震も懸念され、同局大宮国

道事務所の山田寧道路構造保全官は「道路の現状や対策の取り組みなどを知ってほしい」と話し、来場を呼び掛けている。

パネル展は計14枚で構成。管内の2780カ所の道路橋のうち、581カ所(21%)が建造から50年以上経過していることや、塩害による腐食の状況、疲労による穴の開いた道路の様子などをグラフや写真を使って説明している。入場無料。28日まで。

同パネル展は今後、さいたま市役所(11月4日-14日)▽県庁(同25日-12月5日)▽パルコ浦和店(同8日-19日)で予定されている。

(横江初太郎)



道路の老朽化対策を分かりやすく記した「道路パネル展」 春日部市上柳の道の駅「庄和」

事 務 連 絡  
平成26年 月 日

各市町村 会員各位

埼玉県道路メンテナンス会議会長  
(国土交通省 関東地方整備局  
大宮国道事務所長)

道路インフラの老朽化対策に関するアンケート調査について（追加依頼）

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

標記については、平成26年6月30日付け事務連絡にてアンケートを実施し、結果をとりまとめたところですが、より具体的な課題の把握と点検業務体制の構築に向け、今後、埼玉県道路メンテナンス会議で調整等を行っていくために下記のとおり、追加のアンケートを実施しますので、御協力をお願い致します。

#### 記

#### 1. 調査対象

さいたま市を除く全市町村

#### 2. 調査内容・調査要領等

別添質問票による

#### 3. 提出期限

平成26年10月 日 ( ) 17:00

#### 4. 提出方法、提出先

- ・提出資料：【〇〇市（町・村）】アンケート回答様式
- ・電子メールにより提出してください。
- ・提出先アドレス：a5060-20@pref.saitama.lg.jp

(担当)

大宮国道事務所 管理第二課 山田

Tel: 048-669-1208(直通)

埼玉県道路政策課政策担当 水谷、上田

Tel: 048-830-5018(直通)

埼玉県道路街路課市町村道担当 長島、松浦

Tel: 048-830-5085(直通)

## 平成26年度 道路インフラの老朽化対策に関するアンケート質問票

### (追加依頼)

- ・趣旨：既に回答いただいたアンケート結果を受けて、具体的な内容を把握するため、改めて以下の項目について回答をお願いします。
- ・対象：さいたま市を除く62市町村

Q1.「点検や修繕に係る財源確保」について、具体的に望まれる項目に○をつけて下さい。

なお、回答に伴うご意見や回答理由等も併せてご記入ください。

- ① 新たな補助制度の創設等に関する事
- ② 現行の補助率等に関する事
- ③ その他（自由回答）

ご意見、回答理由等及び自由回答欄

Q2.「点検等業務の増加に対する現状の体制」について、該当する項目に○をつけて下さい。

- ① 現状の体制で対応可能
- ② 現状の体制では懸念がある

②と回答された方は、以下の該当する懸念されるものの項目に○を付けて下さい。

なお、回答理由も併せてご記入ください。（複数回答可）

- ②-1 点検業務の積算に関する事
- ②-2 点検業務の契約事務（入札手続き等）に関する事
- ②-3 点検業務の監督業務に関する事

（例：点検業務の遂行上、受注業者から点検対象部材等に関する技術的な質問に対する回答が必要になった場合、業務を遂行するうえで早急な対応を迫られる場合等）

- ②-4 点検業務の成果品の照査に関する事
- ②-5 その他（自由回答）

回答理由、自由回答欄

Q 3. 埼玉県道路メンテナンス会議では自治体向けの技術講習会を継続して開催していく予定ですので、どのような内容の技術講習会を希望しますか。該当する項目に○をつけて下さい。(複数回答可)

- ① 点検基準・要領に関する事
- ② 積算方法(歩掛の選び方や使い方など)に関する事
- ③ 点検の方法(使用する器具の使い方や現場実習を含む)に関する事
- ④ その他(自由回答)

例：橋梁やトンネル等の形式・構造や各部材等の基礎知識、橋梁やトンネル等の損傷原因と対応方法、現場での点検実習及び点検器具の使用方法 等

自由回答欄

Q 4. 定期点検を実施するにあたり、どのような体制で進めていきますか。又は、希望しますか。該当する項目に○をつけて下さい。

- ① 職員による定期点検を実施する
- ② 定期点検業務を建設コンサルタント等に委託(発注)する
- ③ 職員と委託を併用する
- ④ 発注が困難なため、他団体等に発注や監理を依頼したい

(点検業務を一括して委託(発注)する体制)

なお、④をご回答頂いた方は、他県の事例を参考に想定している以下の体制についてもご回答ください。(委託費のほか事務費が別途かかる可能性もあります)

- ④-1 第三者機関(例：県公社 等)へ委託(発注)する体制
- ④-2 各市町村が県に委託(協定の締結が必要)して、県が定期点検を外部委託(発注)する体制
- ④-3 各市町村間で協定を締結し、主体となる市町村が代表して、外部委託(発注)する体制
- ④-4 その他(自由回答)

自由回答欄

Q 5. 埼玉県道路メンテナンス会議では、道路の老朽化対策の一環として、パネル展示を行っております。(道の駅おかべ、庄和にて実施済み)

当面は、埼玉県庁、さいたま市役所などでの展示を予定しておりますが、今後、各市町村においても各公共施設及び国民の方々が多く集める場所等において、パネルの展示を希望しますか。該当する項目に○をつけて下さい。

① パネル展示を希望する

①をご回答して頂いた方は予定している展示場所の記入をお願いします。

展示(予定)場所 \_\_\_\_\_

② パネル展示を希望しない

## 今後の進め方について(案)

### ◆ 平成26年度の会議日程(イメージ)

#### 第1回埼玉県道路メンテナンス会議 (平成26年5月28日)

- ・設立趣意書、規約の承認
- ・会長・副会長・委員の決定等、会議の体制の確認
- ・道路の老朽化対策における会議の役割の確認 など



#### 第1回幹事会 (平成26年9月5日)

- ・アンケート結果及び広報活動・研修項目の報告と予定
- ・道路ストックの現状の報告と跨線橋・跨道橋の点検について
- ・点検業務の体制について再度意向確認の提案 など



#### 第2回埼玉県道路メンテナンス会議 (平成26年10月9日)

- ・道路インフラの老朽化対策に関するアンケート結果報告
- ・埼玉県内の道路ストックの状況及び点検計画(案)報告、技術講習会について
- ・アンケートの追加依頼や老朽化パネルの貸し出しについて など



#### 【当面の予定】

- ・アンケート追加依頼の結果とりまとめ及びH27年度以降への点検体制の準備・調整
- ・鉄道事業者及び高速道路会社を跨ぐ橋梁の点検に関する調整
- ・点検計画の平成26年内の策定に向けた準備・調整
- ・技術講習会開催(11/7、11/28 等)に向けた準備・調整
- ・老朽化対策パネル展示：埼玉県庁・さいたま市役所 他 など



【当面の予定】の進捗状況により、第2回幹事会及び第3回埼玉県道路メンテナンス会議を開催